

1 件名

北本市産業振興ビジョン策定支援業務委託

2 目的

現行の産業振興ビジョン（以下、「現ビジョン」という。）は、平成30年度に策定し「協働と連携による持続可能な産業まちづくり」を基本方針に据え、観光を軸に産業間の連携を図ることにより、北本らしさの形成と市民が住み続けられ企業が持続的に発展できる自立都市の構築を目指し策定し、北本らしい緑を活かした「森林セラピー事業」に新たに取り組むとともに、北本市商工会や北本市観光協会を中心とした関係機関と連携した数多くの事業を実施し、本市の産業振興に取り組んできた。

現ビジョンの計画期限が令和8年度であるとともに策定から5年以上が経過し、社会情勢や経済状況が変化していく中、本市の産業の更なる活性化を図るためにも、産業振興ビジョンの見直しが必要となっている。

そこで、現ビジョンの検証を行うとともに、周辺市町村の状況調査等を含め、市内団体等の意見集約を行い、今後の本市の産業のあり方、向かうべき方向性について検討し、第六次北本市総合振興計画の基本構想及び前期基本計画との整合性を担保しつつ、農業、工業、商業の振興を図り市内経済を活性化させることを目指し、次期ビジョンを策定するものである。

本業務は、次期ビジョンの策定にあたり、その作業に係る本市への支援業務を実施することを目的とする。

3 計画の構成と計画期間

次期ビジョンは、原則として、現ビジョンの構成を引き継ぐものとする。

また、次期ビジョンの計画期間は、原則、令和9年度から令和18年度までの10年とする。

4 業務期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

5 業務内容

本事業の目的に沿って、主に以下の内容について調査、整理、検討、提案を行う。その詳細については、別途協議を行う。事業を進めるにあたり必要が生じた場合には、発注者と協議のうえ変更、修正を行うものとする。

(1) 北本市産業（商工業、農業、観光）の現状と課題の分析

各種統計及び地域経済分析システム（RESAS）、地方創生データ分析評価プラットフォーム（RAIDA）などの活用によるデータ分析および事業者アンケート調査等の実施により、北本市産業の現状と課題を整理する。

ア データ分析による北本市産業の現状・課題分析

イ 周辺自治体の状況調査

ウ 事業者アンケート調査の実施

- ・調査実施予定時期は、令和8年9月中旬とする。
- ・調査対象数は事業所約1,200事業所、農業経営者約300人とする。（回収率見込み50%）
- ・各対象の調査票作成に関する助言、調査票の発送及び回収、結果の集計・分析、調査報告書

の作成を行う。

- ・調査票作成に際しては、回収率が向上するよう、設問の内容や調査票の構成等について助言する。
- ・調査票はオンラインと紙の併用とする。
- ・対象事業者の抽出は発注者が行い、紙の調査票及び宛名印刷、送付用及び返信用封筒の作成、封入・封緘、調査票の発送及び返信に係る費用は、委託料に含むものとする。

(2) 既存事業の見直し・分析

現ビジョンに位置づけられている施策の進捗状況及び効果などの検証を行い、「(1) 本市産業の現状と課題の分析」を踏まえ、本市の既存事業の現状および課題を分析する。

(3) パブリックコメント対応支援

パブリックコメント用に、市ホームページ掲載用資料を作成する。また、集約した意見の対応方針について検討を支援する。

(4) 北本市産業振興ビジョンの策定支援

上記(1)～(3)を踏まえ、北本市産業振興ビジョン策定の支援を行う。

ア 北本市産業振興ビジョンの策定にあたって、ビジョン終了年次（令和18年度を想定）における成果指標の設定や構成、目標達成に向けた各種取組、デザイン等を含めたビジョン策定に係る提案や助言を行うとともに、発注者から意向を踏まえ図表を含む計画書本文の調整・作成を行う。

イ ビジョン策定にあたっては北本市産業振興委員会に諮る必要があるため、資料作成等の後方支援を行うこと。

ウ 策定支援にあたっては、第六次北本市総合振興計画をはじめ、本市の各種計画との整合を図ること。

(5) 北本市産業振興ビジョンアクションプランの策定支援

上記(4)で策定する北本市産業振興ビジョンの確実な実現のため、具体的な事業や目標を設定し進捗管理するためのアクションプランを策定するにあたり、成果指標の設定や構成、各種取組、デザイン等を含めた提案や助言を行う。

(6) 独自提案

本業務を実施するにあたり、提案者の強みやノウハウを生かした効果的な取組があれば提案すること。

6 委託業務スケジュール

業務内容については、以下の予定で進められるよう適切に管理すること。

予 定 時 期	業 務 内 容
令和8年9月から令和8年10月	アンケート調査等の実施、現況及び課題の整理
令和8年11月	産業振興ビジョン（素案）の作成
令和8年12月	内容の検討、修正作業
令和8年12月下旬	産業振興ビジョン（案）作成
令和9年1月	パブリックコメント
令和9年3月	産業振興ビジョン及びアクションプラン策定

7 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ・北本市産業振興ビジョン 100部（A4版 一部カラー）
- ・北本市産業振興ビジョン（概要版） 100部（A4版 カラー）
- ・電子データ一式 1部

なお、電子データ一式には、アンケート調査結果のローデータ、分析結果、報告書等、本件業務で作成した全てのデータを対象とする。

8 実施体制及び責任者の選任

- (1) 本業務にあたっては、十分な知識と実績を有する者を配置すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、発注者と連絡を取りながら進めること。

9 資料の貸与及び取扱い

受注者は、業務遂行に必要な資料等は、発注者の指示に従って借り受けるものとし、借り受けた資料については、業務完了後、速やかにこれを返却すること。また、発注者からの提供のない資料については、受注者がその責任において収集すること。

- 10 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務完了後においても同様とする。

11 著作権の取扱い

成果品及び資料、データ等の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属するものとし、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。

12 その他

- (1) 事業の進捗状況についての適宜報告を行うこと。また、発注者の求めに応じ、随時報告を行うこと。
- (2) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、発注者と協議を行うこと。
- (3) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。